

生存原告はわずか6名

アスベスト・じん肺 対策ニュース

第一五二号
発行日 二〇一九年九月一日
発行者 埼玉土建賃労対策部
埼玉土建社保対策部
埼玉土建国保組合



訴えを行う原告（8.1 埼玉土建本部にて）

建設アスベスト訴訟の原告60名の中で生存原告は6名です。8月1日に埼玉土建本部にて行われた中央執行委員会にて、生存原告である坂本原告（タイル工）、大澤原告（大工）、高松原告（保温工）、馬場原告（水道工）、篠原原告（電工）、鈴木原告（保温工）の6名が挨拶を行い、高松原告が代表して3陣提訴に向けて訴えを行いました。

3陣訴訟でアスベスト被害の広がりを示す

訴えました。

●なぜ3陣訴訟を？

高松原告は3陣訴訟の目的について、「3陣訴訟の目的は3つある。一つ目は国と石綿建材製造企業の法的責任を明らかにし、原告・被害者への謝罪と賠償をさせること。二つ目は1陣訴訟・2陣訴訟が作り上げた成果を引き継ぎ、建設アスベスト被害が広がっていることを3陣訴訟という形で示し、出来得る限り早い時期での全面解決に結びつけること。三つ目にすべての建設アスベスト被

害者の救済と、今後は裁判をせずに救済される「建設アスベスト補償基金制度」を創設し、二度とアスベスト被害を出させないために、国のアスベスト政策の転換と被害防止の徹底を求めていく。1陣・2陣の原告団と力を合わせ、首都圏建設アスベスト訴訟統一本部、同全国連絡会の下に団結して闘っていく」と訴えました。



高松原告（草加）

3陣提訴に向けての流れ

◆9月…提訴説明会

- ① 9月9日（月）14時～
会場：本部3階・大会議室
- ② 9月11日（水）19時～
会場：げんき館3階・多目的ホール
- ③ 9月15日（日）10時～
会場：げんき館3階・多目的ホール

◆10月以降…提訴参加者説明会 ブロック別に開催、原告団結成に向けての準備

◆2020年1月～3月…さいたま地裁へ提訴

川越支部

俺も黙っていられない

●まず直接会って話を

3陣訴訟参加の呼びかけの方法などについて話し合いを重ねている中で、川越支部所属でアスベスト訴訟第1陣原告である大坂さんから、アスベスト被害者に自ら呼びかけを行いたいと支部に申し出がありました。その申し出を受けて対象として名前が挙がっていた菅野さん（アスベスト疾患で労災認定）にすぐさま連絡をとった所、早速翌



菅野さん（左）と大坂原告（川越支部事務所にて）

日、菅野さんは支部事務所に寄つてくれました。



大坂原告（川越支部）

●ぜひ参加させてほしい

支部事務所で大坂さんから菅野さんに、夫と息子をアスベストによる病気で亡くした経験やご自身の身体のこと、10年以上の裁判のたたかいについて丁寧に話をした所、大坂さんや大勢の組合の仲間や埼玉土建が10年以上もかけてきたかっ驚き、それと菅野さんは驚いて「俺も黙って参加させたい。ぜひ参加させてほしい」とまはる3月9日に本部にて行われるその場で説明会への参加を

【石綿健康管理手帳を知っていますか？】

＜健康管理手帳とは＞

一定の要件に該当する方が離職時又は離職後に住所地の都道府県労働局長に申請すると、審査を経た上で健康管理手帳が交付されます。健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

＜申請対象者＞

労働者または労働者であった時期に石綿業務に従事し、その後転職や退職し石綿作業から離れている方。現在、一人親方や事業主でも過去に労働者として石綿ばく露作業に従事していた方。

＜交付要件＞

▽画像所見がある場合
両肺野に石綿による不整形陰影、または石綿による胸膜肥厚がある方
▽石綿作業従事歴がある場合

- ①一定の石綿作業（製造・張付け・除去・吹付・解体等）に一年以上従事し、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から十年以上経過している方
- ②上記①の作業以外の石綿取り扱い作業に十年以上従事している方

＜交付申請に必要なもの＞

- ①健康管理手帳交付申請書
- ②申請書本人が記載した業務歴
- ③事業者の証明（石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載されたもの）
⇒事業者の証明が得られない場合は申請者の申立書と2名以上の同僚者の証明書
- ④両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある場合
⇒レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出

私も取りました！



佐藤繁美さん
(川口支部・電工)